

技能・業務系人事制度の改正について(案)

1 趣旨

技能・業務系職員の一層の人材活用や若年層職員の士気高揚を図る観点から、技能主任職の任用資格基準及び昇任選考基準について改正を行う。

2 内容

(1) 任用資格基準

技能主任職の任用資格について、1級職における在職年数を「12年」とする。

(経過措置)

任用年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1級職における在職年数	16年	15年	14年	13年	本則

(2) 昇任選考基準

技能主任職昇任選考の受験資格について、「1級職に12年以上在職し、年齢が58歳未満の者」とする。

(経過措置)

選考年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1級職における在職年数	15年以上	14年以上	13年以上	本則

3 実施年度

令和2年度から実施する。